



3. 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり

(1) 健康づくりの推進

① 自ら実践する健康づくりの推進

健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題であり、個人の力と併せて社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが重要です。

そのため、栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣の確立等、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた目標を設定し、健康づくりを積極的に推進します。

② 心の健康づくりの推進

心の健康づくりは、健やかで心豊かに生活するための重要な課題です。また急激な社会環境の変化からストレス社会といわれる現代では、それぞれのライフステージにおいて問題を抱えています。

そのため、家庭・学校・職場・地域等において、心の病気に対する正しい認識や対処方法等について啓発し、新市全体で心の健康づくりを推進していきます。

(主な施策・事業) …… 生活習慣病予防事業
親と子の健康づくり事業
心の健康づくり

(2) 福祉・保健・医療の連携と充実

① 福祉・保健・医療の連携

他地域に比べて高齢化が進む新市においては、多様な市民の福祉ニーズに対応し、市民が安心して暮らしていけるよう、家庭や地域が共同で支え合う福祉の実現、予防からリハビリテーションに至るまでの一貫した保健医療体制の充実を図り、福祉・保健・医療の各分野の連携に努めます。

なお、これらの分野については、近年、新規成長産業としての地場雇用の確保、ボランティア団体の育成等、まちづくりに大きく貢献しており、今後とも引き続き充実・強化に努めていかなければなりません。また、地域の住民を構成員とし、具体的なサービスの提供主体であり、地域福祉の担い手としての役割が期待されている、社会福祉協議会との連携にも努めます。

② 高齢者福祉に関する事業の充実

大野郡5町2村における高齢者の増加に伴って要介護高齢者数も増加しており、新市においてもこの傾向は続くものと予想されます。そのため、高齢者福祉事業については、介護保険事業との連携を図りながら、住みなれた地域で高齢者が安心して生活することができるように、地域の実態やニーズに即した実施に努めます。

また、生きがい対策として、高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、ボラン



ティアや地域の住民が高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の構築を図ります。

さらに、介護サービスの適正な提供・利用のための実態把握に努め、高齢者の立場で介護保険事業を円滑かつ適切に運営する体制を確立します。

③ 障害者（児）福祉事業の充実と社会参加の促進

障害者（児）の尊厳を重んじ、利用者の権利を擁護する障害者基本法の理念に基づき、障害者（児）が安心して地域で住み続けることを支援するため、障害者（児）福祉施策に関する広報活動を積極的に行いながら、福祉サービス利用の促進に努めます。また、障害者（児）が自分にあったサービスを選択し、利用できるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保等に努めます。

さらに、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づき、障害者（児）が積極的に社会参加ができるように支援体制の確立に努めます。

④ 母子・寡婦・父子福祉事業の充実

母子・寡婦・父子家庭の多くは、生計の維持や子育てと仕事の両立等の様々な問題を抱えています。生活の安定と向上を支援するために医療費助成、福祉資金の貸付け等の経済的支援とともに、関係機関と連携しながら母子自立支援員による相談機能の充実を図ります。

⑤ 児童福祉事業の充実

児童福祉事業については、安心して子育てができ、児童が健やかに成長する環境づくりを進めるため、乳幼児保育や延長保育・保育相談等の保育サービスの充実を図るとともに、保健師による相談・支援活動等を実施します。

また、子どもを安心して生み育てられる地域づくりを実現していくために、NPO・ボランティア等の市民グループによる育児に関する情報交換の場や子育てサークルの育成・支援等を図るとともに、児童相談の充実、児童館・放課後児童クラブの整備、児童虐待防止ネットワークの構築等、児童育成環境の整備・充実に努めます。

⑥ 生活困窮者福祉の充実

生活保護世帯に対しては、個人の権利・プライバシーの保護に十分配慮しつつ、その実態把握に努め、就労支援の強化、相談・援助体制の拡大等を推進します。また、生活保護の適用を受けない低所得者に対しては、他法・他施策等の活用によって、生活意欲の助長を図り、その自立を支援します。

⑦ 保健事業と医療体制の充実

保健・医療施設の整備・充実に努めるとともに、保健・医療機関のネットワーク化を図り、市民が安心して適切な保健・医療が受けられるような体制づくりを推進します。

休日夜間診療体制・救急医療体制及び救急搬送体制を関係機関との連携によって推進し、緊急時における医療の確保に努めます。



(主な施策・事業) …… 介護予防・地域支え合い事業
保育事業
支援費支給事業
老成人保健事業・母子保健事業
保健・医療機関ネットワーク事業

(3) 人権・同和対策の推進

市民一人ひとりが、人権の尊重を日常生活の中で当たり前とする意識を身に付け、日常生活において実践するとともに、個性や多様性を尊重し、お互いの差異を理解し様々な考えや文化が交流できる地域社会の実現を目指します。

特に同和問題は、これまで多くの人の努力によって解決に向かって進んではいるものの、差別意識の解消、人権侵害による被害者の救済等の一部において依然として解決しておらず、教育・就労・産業面等でおも格差が存在しており、国際的な人権尊重の流れにあって極めて重要な問題となっています。そのため、同和問題を人権問題の主要な取り組みとして位置づけ、関係機関との連携を図り、その解決に努めます。

同和対策は、国の事業が「特別対策」から「一般対策」へと移行されたことにより、地方自治体がより主体的に取り組むべき課題となりました。そのため、「人権施策」の拠点としての隣保館を活用し、対象地域の実態把握を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、相談・支援体制の整備・充実に努めます。

(主な施策・事業) …… 人権教育・啓発事業
同和対策事業の実施
隣保館活動の充実